

食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備支援の概要

(R6 補正) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業 50 億円

今回募集額 9.8 億円程度

(R7 当初) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 1.2 億円程度

今回募集額 1.2 億円程度

令和7年9月8日
農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課

今後急速な人口減少社会を迎える中で、我が国の農林漁業者及び食品事業者の所得を確保し、生産基盤を維持・強化するためには、輸出に新たな活路を見出すことが重要である。

農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国・地域が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の規制に対応するための施設・機器及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産物・食品の更なる輸出の拡大を図ることを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、「輸出促進法」という。）を改正し、日本の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところである。

こうした状況から、本事業では、食品製造事業者等が、政府機関が定める輸入条件への対応^{*1}及び輸出向け認証取得への対応^{*2}に必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。（詳細は「3 交付の対象」の項を参照）。

※1 輸入条件への対応とは、輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件への対応をいい、輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定への対応も含む。

※2 輸出向け認証取得への対応とは、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーチャ等の認証取得への対応をいう。

1 交付先

都道府県

2 事業実施主体

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者。

- ①法人
- ②地方公共団体
- ③本事業の実施者として都道府県等が適当と認める者

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合

3 交付の対象

(ア) 施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に向けた対応に必要な施設の整備（新設・増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。

ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行う場合の経費から、建築基準法に基づく構造耐力上主要な部分（壁及び床版は除く。）の経費を差し引いた金額とする。

・交付対象施設・機器の例

- ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修
 - ・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入
 - ・温度管理を要する装置・設備の導入
- 等

(イ) 効果促進事業

輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向け HACCP 等導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、

(ア) の施設・機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費であり、特段の事情がない限り活用することとする。ただし、(ア) の交付対象事業費の 20%以内とする。

(ウ) 都道府県等附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象事業費の 5 %以内（交付額の外数）を都道府県への附帯事務費として交付する。

(エ) 交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、1/2 以内とする。

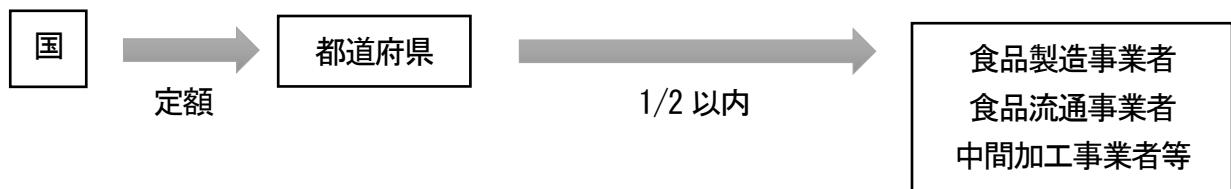
(オ) 交付の上限額・下限額

1 事業申請あたりの交付金は、以下のとおりとする。

令和6年度補正事業：上限5億円、下限250万円

令和7年度当初事業：上限1億円、下限なし

複数の施設・機器を導入する場合、その合計額を交付対象事業費とすることができる。



本事業の目標年度は、事業実施後5年以内とする。

成果目標は、目標年度における輸出増加額（本事業で今回、整備する施設・機器を活用し製造等される商品の輸出増加額）とし、目標年度における輸出額を、現状の輸出額と比較して2千万円以上増加させることとする。

4 採択基準及び配分基準

(ア) 主な採択基準

- ・ 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- ・ 費用対効果分析の手法により投資効率を算出し、投資効率が2.0以上となっていること。
- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- ・ 交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。
※全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。
- ・ 事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと。
- ・ これまでに本事業又は類似事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業等）を同一品目で実施した者にあっては、期日※までに認定・認証を取得済であること、かつ、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。

※期日は、令和6年度補正事業では令和4年12月1日、令和7年度当初事業では令和5年3月31日

- ・ 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。）。
- ・ 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確實に受ける見込みであると認められること 等

(イ) 配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点（ポイント加算）を行い、ポイントの合計値が高い事業者から順に配分を行う。

なお、ポイントが 16 ポイント以上の事業実施計画を配分対象とする。

【配分基準の主な評価項目】

- ・直近 3 年の輸出額実績
- ・取得済の輸出向け HACCP 等の認定・認証の有無及び種類
- ・輸出目標額
- ・取得予定の輸出向け HACCP 等の認定・認証の種類
- ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無
- ・輸出向け HACCP 等の認定・認証の取得に向け、事業実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施していること
- ・都道府県ポイント（地域の振興作物・產品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）
- ・輸出商品の主原料における国産原料の使用割合
- ・GFP 大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト若しくは大規模輸出産地モデル形成等支援事業に採択された間接補助事業者又はフラッグシップ輸出産地に参画している事業者か
- ・施設の新設・増築を伴う事業実施計画となっているか
- ・ALPS 処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の対象となった品目（ホタテ又はナマコ）について、輸入規制強化を行った国・地域以外で輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得予定の水産加工事業者か
- ・令和 7 年に米国が発表した関税措置による影響を受け、又は影響を受ける見込みのある事業者か 等

5 申請から交付決定までの手続き

- ① 事業者は、輸出事業計画及び事業実施計画書を作成し、都道府県に提出。
- ② 都道府県は、事業者から提出された事業実施計画書の内容及び採択基準を満たしているか確認、輸出事業計画の内容確認、配分基準に基づく採点を実施。
- ③ 都道府県は、事業者から提出された計画が、都道府県において農林水産物・食品の輸出額等の増加目標等について掲げている計画やビジョン等に沿っており、地域の振興作物・產品など地域の実情を踏まえた取組となっているか確認し、都道府県として実施すべき計画であると判断した場合、事業者が作成した計画を踏まえ、配点や自治体等による追加助成等を内容とする都道府県事業実施計画を作成し、事業者から提出された計画とともに、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）に提出する。

※都道府県は、事業者から提出された計画が、都道府県において農林水産物・食品の輸出額等の増加目標等について掲げている計画やビジョン等に沿わず、地域の振興作物・產品など地域の実情を踏まえた取組となっておらず、都道府県として実施すべき計画でないと判断した場合は、地方農政局等に計画書を提出しないこと。

- ④ 地方農政局等は、都道府県から提出された輸出事業計画、事業実施計画書、都道府県事業実施計画及び採点結果を確認のうえ農林水産本省に提出。本省は配分基準に基づき配分対象事業者を決定し、財務省と実施計画の協議を行い、財務大臣の承認を得た計画について、地方農政局等に採択の連絡。採択の連絡を受けた地方農政局等は速やかに都道府県に採択の連絡。
- ⑤ 都道府県は、採択された事業者に対して交付申請書の提出を依頼。
- ⑥ 採択された事業者は、都道府県に対して交付申請書を提出。
- ⑦ 都道府県は、都道府県内の採択された事業者の事業内容をまとめた交付申請書を作成し、地方農政局等に提出。
- ⑧ 地方農政局等は都道府県から提出された交付申請書の内容を確認し、申請内容に問題がない場合、交付決定通知を都道府県に発出。
- ⑨ 都道府県は、採択された事業者に対して交付決定通知を発出。
- ⑩ 交付決定後は、都道府県は事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行う。

【今後のスケジュール】

- ・令和7年9月8日（月） : 募集開始(締め切り日は都道府県において設定)^{※1}
都道府県は、関係書類を地方農政局等に提出
- ・令和7年10月22日（水） : 地方農政局等は、都道府県からの提出書類を確認・取りまとめの上、農林水産本省に提出
- ・令和7年10月下旬～11月下旬 : 支出負担行為実施計画協議
- ・令和7年12月上旬 : 採択の連絡
- ・～令和8年1月上旬 : 交付申請、交付決定^{※2}等

※1：都道府県から地方農政局等への提出期限は令和7年10月10日（金）

※2：原則として、交付決定前の事業着手（工事契約、機器発注）は認められていませんのでご注意ください。

※3：事業は令和8年3月31日までに完了させる必要があります。

全体事業費の10%以上の貸付けを受けることが採択要件となっておりますので、応募にあたっては株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等との相談・確認を行っておいて下さい。

(参考)

輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで「農林水産物・食品輸出基盤強化資金」の利用が可能となります。ご利用にあたっては株式会社日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください。

<お問い合わせ>

- ・農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
TEL : 03-6744-2375
- ・北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課
TEL : 011-330-8810
- ・東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 022-221-6402
- ・関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 048-740-0066
- ・北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 076-232-4233
- ・東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 052-223-4619
- ・近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 075-414-9101
- ・中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 086-230-4258
- ・九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL : 096-300-6201
- ・内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課
TEL : 098-866-1673

以上